

建設工事

必要書類	備考
<p>① 経審結果通知書 (経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書)の写し</p>	<p><u>入札参加資格の審査基準日と同日の経営事項審査基準日</u>となっているものを提出してください。</p> <p>※ 申請日時点において有効な経審結果を取得している者で、上記審査基準日の経営事項審査を受審済み又は申請中であるが、経審結果を未取得の場合は、<b>事前に</b>石川県土木部監理課入札・契約グループまで必ず連絡してください。</p>
<p>② 委任状 (任意様式可)</p>	<p>従たる営業所(支店)に委任できるのは、<b>専任の技術者を配置して営業する許可業種のみ</b>となります。</p> <p>委任する権限については、少なくとも「<u>入札及び見積に関する件</u>」並びに「<u>契約締結に関する件</u>」を明記してください。</p> <p>&lt;委任期間について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期申請：申請する入札参加資格の有効期間</li> <li>・随時申請：「申請日」から「申請時において有効な入札参加資格の終了日」 (「7 資格有効期間」を参照)</li> </ul>
<p>③ 国税納税証明書 (その3 未納税額のない証明用) (写し可)</p>	<p><u>申請日の1ヶ月前以降に発行された</u>、証明税目を「消費税及地方消費税」とするもの。</p> <p>消費税及び地方消費税の未納がないことを示すものであれば、様式その3の2及びその3の3でも可とします。</p>
<p>④ 県税納税証明書 (第2号の3様式) (写し可)</p>	<p><u>申請日の1ヶ月前以降に発行された</u>、証明税目を「県税全般」とするもの。</p>
<p>⑤ 役員名簿(様式1) ※ 必ず指定の様式によること。(任意様式不可)</p>	<p><u>建設業法上の石川県知事の建設業許可を受けている建設業者は提出不要</u>です。</p> <p><u>申請日時点の役員等をすべて記載</u>してください。 また、契約等の権限を委任し、委任状を提出する場合は、<b>受任者が役員でない場合でも記載</b>してください。</p> <p>&lt;記載が必要な役員等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人：非常勤を含む役員(事業協同組合の場合は理事)</li> <li>・個人：事業主</li> </ul>

必要書類	備考
⑥ 業態調書（様式2）	<p>資本関係又は人的関係のある者のうち、<u>石川県の入札参加資格を有する者又は入札参加資格を申請している者</u>について記載をしてください。</p> <p>記載にあたっては、石川県土木部監理課 HP 上の「関係会社の同一入札参加制限に関する関係会社の定義等について」、「関係会社の同一入札への参加制限について Q&amp;A」を参考にしてください。</p> <p><u>※ 該当が無い場合でも提出してください。</u></p> <p><u>※ 県外業者の場合は、提出不要です。</u></p>
⑦ 主観的事項 審査資料	<p><u>県内業者</u>で、別に定める主観的事項審査事務取扱要領により<u>主観点数の加点対象となる場合のみ必要</u>となります。ただし、既に入札参加資格者である者による<u>申請業種を追加するための随時申請の場合を除きます</u>。</p> <p>詳細については「石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務取扱要領」及び「入札参加資格の格付けに係る主観的事項審査資料の提出について」で確認してください。</p>
⑧ 保険加入を確認 できるもの	<p>経審結果通知書において「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」欄が「<u>無</u>」であるが、<u>その後の加入によって申請要件を充足した場合のみ必要</u>となります。</p> <p>なお、<u>経審結果通知書において3項目すべてが「有」又は「除外」となっている場合は提出不要</u>です。</p> <p>&lt;提出書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険の場合 労働保険料の納付済み領収証書の写し又は労働局の受付印がある概算保険料申告書の写しなど、雇用保険への加入が確認できるもの</li> <li>・健康保険・厚生年金保険の場合 社会保険料納入確認書、適用通知書の写し又は年金事務所の受付印がある健康保険・厚生年金保険新規適用届の写しなど、健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できるもの</li> </ul>

※ ②委任状（委任先が同一の場合）・③国税納税証明書・④県税納税証明書・⑤役員名簿については、委託業務を先に申請しており、建設工事の申請日時点においても有効な書類を提出している場合は省略できます。